

議案第78号

三朝町介護保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年9月5日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項を削る。

改正後	改正前
附 則 第8条 略 2 略 <u>3</u> 略	附 則 第8条 略 2 略 <u>3</u> <u>改正法第115条の45第2項第5号に規定する事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。</u> <u>4</u> 略

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

